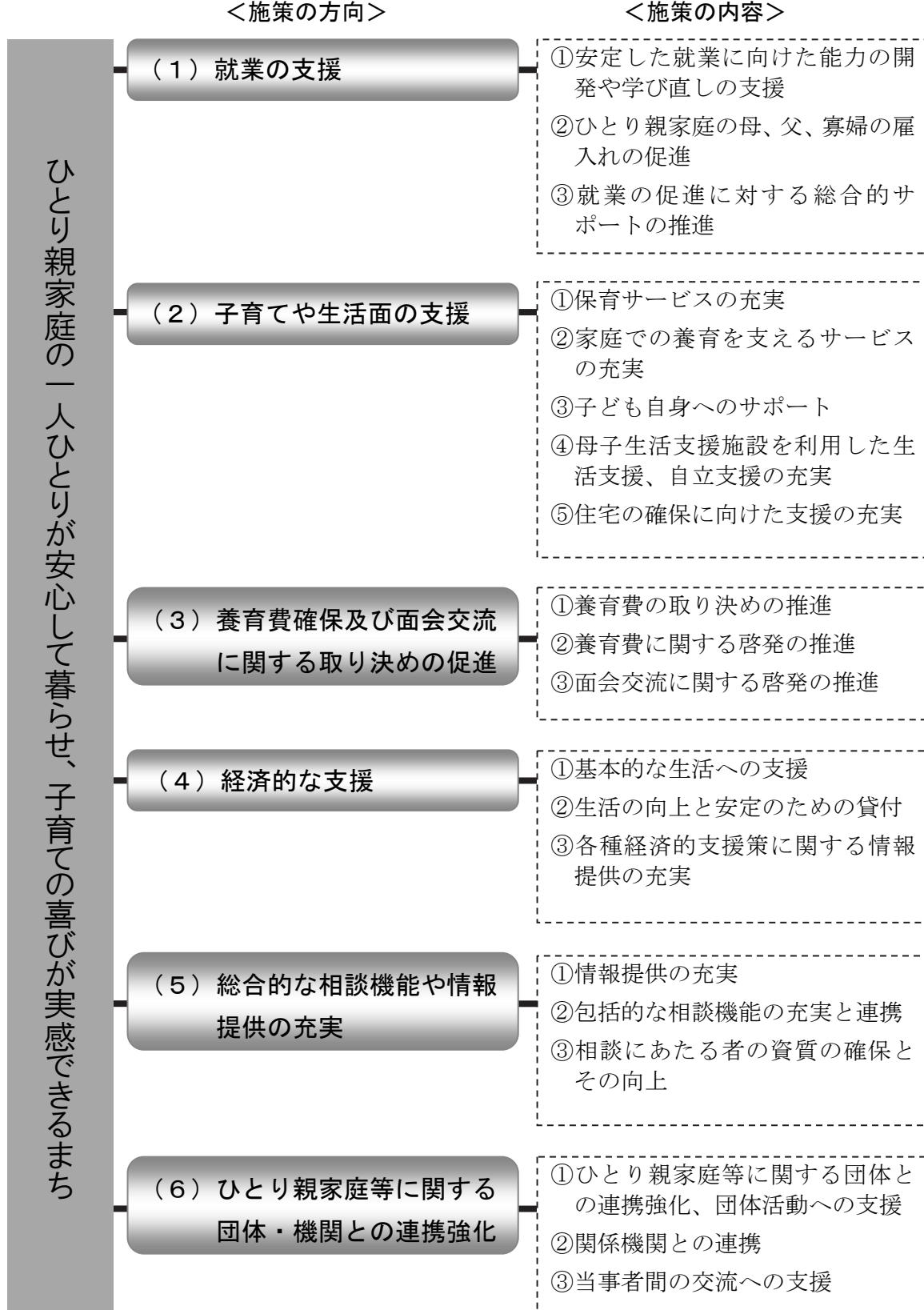


第4章 具体的な自立支援プログラム

第4章 具体的な自立支援プログラム

1. 施策の体系



東大阪市のひとり親家庭のライフステージごとの支援イメージ

離別等による生活の激変

喫緊の
問題解決
の支援

- 離婚相談・養育相談〔福祉事務所、市・法律相談、男女共同参画センター、母子家庭等就業・自立支援センター〕
- 母子生活支援施設の入所〔福祉事務所〕

ひとり親家庭として新たな生活を築き始める時期

生活基盤
確保の
支援

- 公営住宅の申込〔府・市住宅担当課〕
- 児童扶養手当等の申請〔国民年金課〕
- ひとり親家庭医療費等の助成制度の申請〔医療助成課〕

子育てに
関する
支援

- 保育所（園）や認定こども園等への入所申込〔子ども応援課〕
- 留守家庭児童育成クラブへの入所の申込〔各地域運営委員会等〕
- 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）〔子ども家庭課〕
- ファミリー・サポート・センター事業〔子育て支援課〕
- 病児・病後児保育事業〔子育て支援課〕
- 子育て短期支援事業〔子ども見守り課〕
- 市や母子寡婦福祉団体との交流会〔子ども家庭課〕
- 奨学金の利用〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- 子育て相談〔保健センター、福祉事務所、保育所、子育て支援センター〕
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕

就業に
関する
支援

- 就業相談
- 求人情報
- 就業支援講習会
- 資格・技能習得の経済的支援〔子ども家庭課〕
- プログラム策定事業〔福祉事務所〕

生活のリズムが整った時期

- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕
- 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）〔子ども家庭課〕
- 市や母子寡婦福祉団体の交流会〔子ども家庭課〕

緊急時の支援

- 女性のドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）被害対策〔男女共同参画センター、福祉事務所〕
- 病気になったときの経済的、生活支援〔福祉事務所〕

2. 具体的施策の方向

(1) 就業の支援

ひとり親家庭が十分な収入を得て自立した生活を営めるように、また貧困等に陥らないように、一人ひとりの状況（家庭状況、資格、経験等）に応じた就業相談や職業能力向上のためのセミナー、職業訓練の実施、学び直しの支援等、安定した就業に結びつくための総合的な就業支援体制を整備します。

また、企業・事業所等に対しては、ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるような社会的風土を醸成するための情報提供や啓発を進めます。

※以下の具体的な制度については、P81～P83に「ひとり親家庭の自立支援に関する制度・サービス」として掲載しています。

① 安定した就業に向けた能力の開発や学び直しの支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
“母子家庭等就業・自立支援センター”事業の推進	仕事と子育ての両立支援が総合的に進められるよう、大阪府と共同して実施している「母子家庭等就業・自立支援センター」事業を推進します。 ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。	○	○	○
就業支援講習会の実施	就労支援センター等関係機関と連携して、ひとり親家庭の親ができるだけ有利に就職できるよう、就職時の基礎知識や心構えを習得するセミナーを実施し、円滑な就職につなげます。	○	○	○
ハローワーク等が実施するセミナーや講習会の情報提供の充実	各種機関が行う就業支援講習会等の情報を積極的に収集し、様々な媒体を通じて積極的に提供します。	○	○	○
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	教育訓練給付講座を受講した場合に受講料の一部を補助し、修業を支援します。（雇用保険の教育訓練給付制度の受給資格を有しない方）	○	○	
高等職業訓練促進給付金等事業の実施	経済的自立に効果的な資格（看護師や介護福祉士等）を取得するために2年以上修業する場合、一定の期間修業中の生活の負担を軽減することを目的として補助をします。	○	○	
保護者の学び直しの支援の検討	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために、ひとり親家庭の親の学び直しの支援を検討します。	○	○	

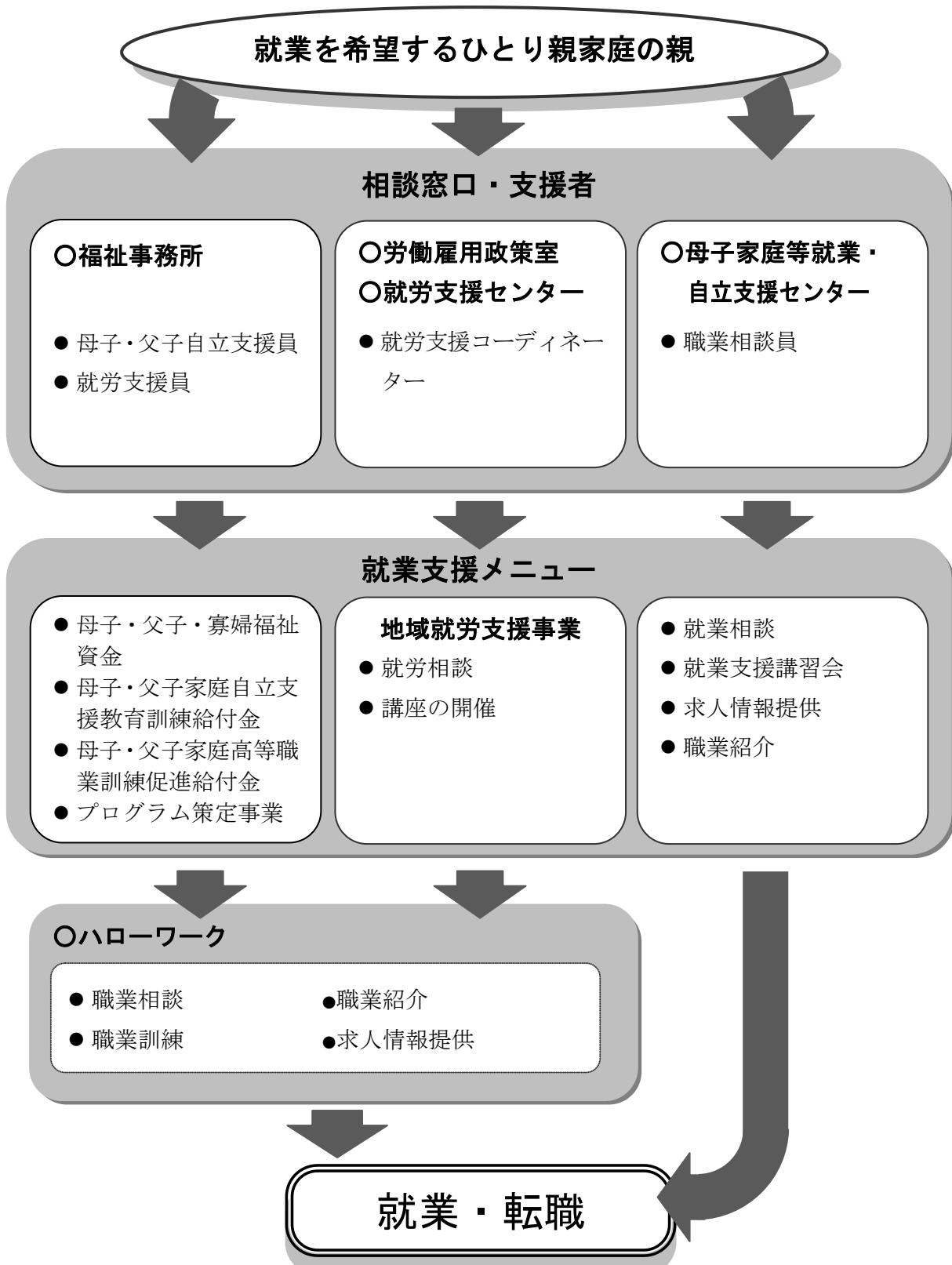
②ひとり親家庭の母、父、寡婦の雇入れの促進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
若年者等トライアル雇用支援金の活用促進	国（ハローワーク）はトライアル雇用奨励金制度により、母子家庭の母等の雇入れを促進しており、本市においても、事業所に対して、若年者等トライアル雇用支援金制度により補助しており、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。	○	○	○
雇入れの促進	事業所や経済団体に対して、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の就業促進に向けての働きかけを進めます。	○	○	○
公共施設等における母子家庭の母、父子家庭の父等の雇用の促進	公共施設等における母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の雇用の促進に努めます。	○	○	○
プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	○	○	

③就業の促進に対する総合的サポートの推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ハローワーク等の関係機関との連携強化	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、母子・父子自立支援員、就労支援センター等、就業にかかわる関係機関との連携を強化し、雇用の促進に努めます。	○	○	○
ワークサポート事業の実施	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、様々な阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行います。	○	○	○
子育てと仕事の両立を可能にする雇用環境の整備	ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事の両立ができるように、性別によって差別されることなく、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。	○	○	○

相談から就業までの一貫した就業支援事業の流れ



(2) 子育てや生活面の支援

子育てや家事等の生活上の負担を軽減し、ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事、あるいは就業のための訓練を両立させることができるように、多様な子育て支援サービスを提供します。

子育てや生活支援にあたっては、地域の資源や人材を活用し、地域全体で支えていくようなくみづくりを進めます。

また、子どもたちが安心できる居場所づくりと、ひとり親の悩みごと等を気軽に相談できる場所の充実等、心身ともに健やかに育つことができるよう、支援を行います。

①保育サービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
保育所（園）や認定こども園等への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所（園）や認定こども園等への入所の優先度を高めます。	○	○	
延長保育事業の充実	ひとり親家庭の親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育事業の充実に努めます。	○	○	
一時預かり事業の拡充	ひとり親家庭の親が利用しやすいよう事業の充実に努めます。	○	○	
病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。	○	○	
留守家庭児童育成クラブの充実	小学生（1～6年生）を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	○	○	

②家庭での養育を支えるサービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭の親が一時的なけがや病気、冠婚葬祭、就職活動等で、一時的に生活援助・保育等のサービスが必要になったときに家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活の安定を図ります。	○	○	○
ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	○	○	
子育て短期支援事業の充実	保護者が病気、出張、事故等（ショートステイ）、仕事のため帰宅が夜間にわたるなど（トワイライトステイ）、一時的に家庭において子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設等で子どもを預かります。	○	○	
小地域ネットワーク活動事業の充実	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等、支援を必要とする人が安心して生活できるように、小地域（おおむね小学校区）を単位とする地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めます。	○	○	○

③子ども自身へのサポート

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
留守家庭児童育成 クラブの充実 (再掲)	小学生（1～6年生）を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	○	○	
スクールカウンセラーの活用	高度な専門知識・経験を有するスクールカウンセラーを全市立中学校・日新高等学校に配置し、市立の小学校・中学校・高等学校の子どもたち及び保護者に対応します。 学校のいじめや不登校等、子どもを取り巻く課題への対応及び、子育てに不安を抱える保護者に対して、教育相談機能の充実を図ります。	○	○	
スクールソーシャルワーカーの活用	高度な専門知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを必要に応じて市立の小学校・中学校・高等学校・幼稚園に派遣します。 福祉的な視点で、子どもに関わるすべての背景や状況を視野にいれて分析し、関係機関との調整・連携等を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図ります。	○	○	
子ども専用電話相談の実施	子ども専用電話相談ダイヤル（「いじめ・悩み110番」）を設け、子どもがいじめその他の悩みを直接相談できる機会を作り、早期の発見、早期の対応の充実を図ります。	○	○	
学習支援ボランティアの実施	貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭への学習支援ボランティア事業を実施します。	○	○	
コミュニティソーシャルワーカー	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援を行います。	○	○	

④母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子生活支援施設 のあり方の検討	母子生活支援施設では、援助を必要とする母子家庭の親子が一緒に入居し、安心して自立に向かた生活を営み、早期に自立が図れるよう、生活の様々な相談や支援を行います。 施設の老朽化にともない、現施設は廃止しますが、今後、母子生活支援機能については継承していきます。	○		

⑤住宅の確保に向けた支援の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
公営住宅への優先入居	府営住宅の福祉世帯向け募集についての情報提供を積極的に進めるとともに、市営住宅においても、福祉世帯向け住宅の確保について検討します。	○	○	

(3) 養育費確保及び面会交流に関する取り決めの促進

子どもの養育に対する責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、子どもを監護しない親として養育費の支払いは当然の責務です。養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であることを広報・啓発するとともに、養育費の確保ができるよう、その取り決め書類の作成や履行確保等の相談支援を充実します。

①養育費の取り決めの推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
法律相談の実施	法律上の相談や悩みについて弁護士による相談事業を実施します。 「女性のための法律相談」のなかで、離婚、養育費に関する相談にも対応します。	○	○	
養育費取得に関する情報提供	母子・父子自立支援員等の相談員を通して、養育費取得に必要な知識や文書での養育費の取り決め方法等、養育費取得に関する情報を提供しています。	○	○	
母子家庭等就業・自立支援センター事業としての養育費相談の実施	ひとり親家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費に関する相談や情報提供を行います。	○	○	

②養育費に関する啓発の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
養育費確保に関する広報・啓発の実施	養育費の負担は、子どもの親として当然の責務であるという社会的気運を高めるため、様々な機会や方法で広報、啓発を行うとともに、相談機関の周知、啓発を進めます。	○	○	

③面会交流に関する啓発の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
面会交流の啓発	面会交流は、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮しなければならないという社会的気運を高めるため、様々な機会や方法で啓発を行うとともに、相談機関の周知、啓発を進めます。	○	○	

(4) 経済的な支援

ひとり親家庭に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等を行います。父子家庭においても経済状況が厳しいことを認識し、必要な支援が得られるように努めます。また非婚のひとり親家庭の増加が見受けられることから、非婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用に取り組みます。

また、これらの制度について積極的に情報提供を行うとともに、利用者の立場に立った貸付・給付事務の実施に努めます。

① 基本的な生活への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
児童扶養手当	父母の離別や死亡等により児童を養育している父母等に支給します。	○	○	
児童手当	中学校修了前の児童を養育している人に支給します。	○	○	
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親家庭に対し医療費の自己負担分の一部を助成します。	○	○	
非婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭を支援することを目的に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。	○	○	

② 生活の向上と安定のための貸付

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上のため、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図ることを目的として、無利子または低金利で修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金等12資金の貸付を行います。平成26年から対象に父子家庭が追加されました。	○	○	○

③ 各種経済的支援策に関する情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
経済的支援策に関する情報の周知徹底	児童扶養手当等、経済的支援策のパンフレットの配布や就業支援に関する情報等についてきめ細やかな情報提供を行います。	○	○	○

(5) 総合的な相談機能や情報提供の充実

一人で仕事や生活（子育て）も担うことになった状況を受け止め、ひとり親家庭の親子が安定した将来設計ができるよう、母子・父子自立支援員を中心に、担当各課、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体等と連携を図りながら相談体制を充実します。

また、パンフレットなどの配布やインターネット、携帯電話等様々な媒体を活用した情報提供を行い、支援策の一層の周知を図ります。

①情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談窓口の周知徹底	必要なときに適切なサービスが受けられるよう、市や福祉事務所等で行っている生活支援や子育て支援、就業支援等の各制度に関する情報や相談窓口について、広報紙やパンフレット、インターネット、携帯電話等多様な媒体を通じて一層の周知を図ります。	○	○	○
情報コーナーの設置の検討	ひとり親家庭にとって必要な情報が行き届くよう、気軽に情報収集ができるようなかたちでの情報コーナーの設置を検討します。	○	○	○

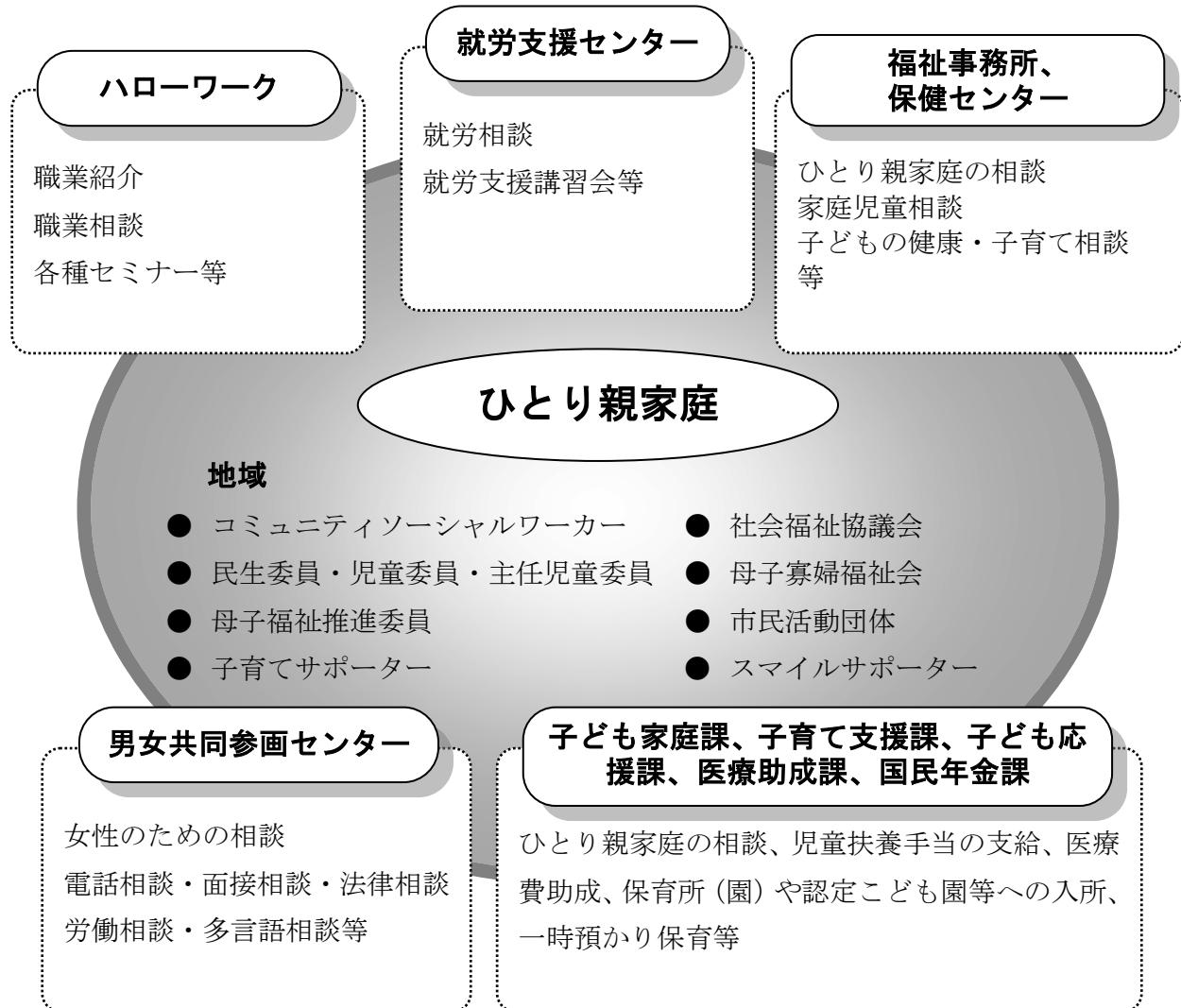
②包括的な相談機能の充実と連携

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子・父子自立支援員による相談活動の推進	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたります。	○	○	○
各種相談機関の機能充実と連携の強化	電話及び窓口において、ひとり親家庭の生活全般についての相談や心理面のケアに対応し、総合的な支援を行うために、福祉事務所や男女共同参画センター、保育所（園）や認定こども園等、ハローワーク、就労支援センター、子ども家庭センター等、関係諸機関との連携を一層密にします。	○	○	○
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー、スマイルサポートーーが、ひとり親家庭の抱える悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等、関係機関と連携して見守っていきます。	○	○ 一部	○

③ 相談にあたる者の資質の確保とその向上

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談にかかわる者に対する研修等の充実	ひとり親家庭の個々の事情に応じたきめ細やかな相談に対応できるように、母子・父子自立支援員、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、東大阪市母子寡婦福祉会等、相談にかかわる者の専門性を高めるため、研修や交流機会を充実します。	○	○	○

相談・支援に関する連携図



(6) ひとり親家庭等に関する団体・機関との連携強化

東大阪市母子寡婦福祉社会が本市のひとり親家庭の自立促進施策を進める上での協働のパートナーとして活動できるよう支援、連携します。

また、ひとり親家庭同士で経験や知識を分かち合うなど気持ちが共有できる自助グループの育成や、交流、ネットワークづくりを支援します。

①ひとり親家庭等に関する団体との連携強化、団体活動への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉団体への優先的な事業発注の推進	母子寡婦福祉団体への業務委託等、基盤拡充に向けた支援を行います。	○		○
母子寡婦福祉団体の活動への支援と連携	母子寡婦福祉団体の特性を活かした活動に対して適切な支援を行うとともに、必要に応じて協働していきます。	○		○

②関係機関との連携

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
関係機関の連携強化	福祉事務所、母子・父子自立支援員、教育委員会、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等の職員がひとり親家庭の自立促進支援を進めるため、連絡会議等を通じて情報交換を行い、一層の連携を図ります。	○	○	○

③当事者間の交流への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成	母子寡婦福祉団体や男女共同参画センターと連携し、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換や交流、相談等ができるよう活動を支援します。	○	○	○

